平成２１年（フ）第３５５７号
神奈川県大和市柳橋４丁目19番７号　岡田荘102号
債務者　関口　　淳
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１７号
広島県福山市船町２番17―608号、旧住所広島市安佐南区東野２丁目28番５―302号
債務者　井上　博文
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４６５号
広島県府中市土生町677番地10
債務者　末房　正人
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１号
山口県周南市土井２丁目７番14号
債務者　和田　昌子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２号
山口県光市大字束荷1035番地４
債務者　末光　一生
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７０号
熊本県天草市本渡町本戸馬場1436番地４
債務者　藤田　奈巳
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第９４７号
静岡県静岡市駿河区鎌田178番地の２
債務者　秋山　莞治
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９９号
静岡県牧之原市細江252番地２　グリーンコーポラス３Ａ―６、旧住所静岡県牧之原市静波2000番地１　グリーンヒルズ105
債務者　西久保まゆ美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１１号
静岡市駿河区鎌田70番地の４
債務者　長井祐三子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７４号
神奈川県横浜市泉区岡津町1298―29　ハイツ柿島103　伊藤方
債務者　石川　雄一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２４号
横浜市栄区公田町740番地　８棟109号
債務者　川上富士夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８４号
東京都多摩市唐木田１丁目54番地の24カルチャーバレー唐木田１―405
債務者　青木　誠一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５３１号
東京都多摩市永山３丁目３番地10―304
債務者　新野　　博
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６２号
東京都東大和市仲原３丁目３番地の８ピュア仲原102
債務者　市村　華陽
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５６８号
東京都八王子市高倉町12番地４都営高倉第２アパート１―301
債務者　原田　保信
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部